

会員ロゴ作成の件

標記につき、下記の通りご報告申し上げます。

記

1. 報告事項

会員アンケート調査等により、会員からの要望が強い会員ロゴを作成し、会員のウェブページでの使用を推進する。

会員ロゴの使用は正会員の特典とする。

会員が会員ロゴを使用する場合は、添付資料の覚書を JPNIC と締結することを求める。

JPNIC が、会員ロゴの商標登録出願しているのは、商標区分の第 9 類、第 16 類、第 35 類、第 36 類、第 41 類、第 42 類の 6 区分である。

2. 日程

9 月 19 日（木） 理事会に報告

10 月 1 日（火） 会員との覚書の締結開始

10 月 18 日（金） 総会で報告

3. 「会員ロゴの使用許諾に関する覚書（案）」のポイント

- ・ JPNIC は、覚書で定める条件の範囲において、会員に対し会員ロゴの使用権を無償で許諾する。（第 1 条 1 項）
- ・ 会員は、会員ロゴをインターネット上の会員の日本語ウェブページにおいて使用するものとした。（第 3 条 1 項）
- ・ 会員が会員ロゴにリンクを設定する場合は、JPNIC のウェブページを設定する。（第 3 条 2 項）
- ・ JPNIC は会員ロゴの態様を毎年度更新する。（第 3 条 4 項）
- ・ 会員は、会員ロゴの全部若しくは一部と同一または類似するものを国内外を問わず商標登録出願してはならない。（第 4 条 2 項）
- ・ 覚書の解除の事由について、規定した。（第 8 条）
- ・ JPNIC 会員資格を喪失した場合には、覚書は終了する。（第 9 条）

以上

会員ロゴの使用許諾に関する覚書（案）

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）とJPNIC会員_____（以下「会員」という）とは、JPNICが日本国において商標区分の第9類、第16類、第35類、第36類、第41類、第42類について商標登録出願している別紙1記載のJPNIC会員ロゴ（以下「会員ロゴ」という）の使用許諾について、以下のとおり覚書を締結する。

第1条（使用許諾）

- 1 JPNICは、本覚書で定める条件の範囲において、会員に対し会員ロゴの使用権を無償で許諾する。
- 2 会員は、本覚書で許諾された使用権を、第三者に再使用許諾し、本覚書に基づく使用権の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第2条（使用目的）

- 1 JPNIC会員であることの表示のために会員ロゴを使用するものとする。
- 2 ネットワークコミュニティの健全な発展を目指し、学術研究・教育及び科学技術の振興、並びに情報通信及び産業の発展に資することを目的としたJPNICの活動をさらに充実させ、その活動への理解を広めるために会員ロゴを使用するものとする。

第3条（使用媒体および態様）

- 1 会員は、会員ロゴをインターネット上の会員の日本語ウェブページにおいて使用するものとし、また、その他の媒体で会員ロゴを使用してはならない。
- 2 会員は、会員ロゴにリンクを設定する場合は、JPNICのウェブページ (<http://www.nic.ad.jp>)を設定するものとし、他のURLを設定してはならない。
- 3 会員は、別紙1記載の会員ロゴの態様（色、大きさを含む）と完全同一の態様にて使用するものとし、当該態様の全部または一部を変更もしくは削除してはならず、または他の表示を結合してはならない。
- 4 JPNICは、別紙1記載の会員ロゴの態様を毎年度更新する。会員は、当該年度の会員ロゴを使用しなければならない。
- 5 会員は、会員ロゴの使用にあたり以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
 - (1) JPNICまたは第三者に損害を生じさせるおそれのある使用行為
 - (2) 犯罪行為およびこれに付随関連する行為
 - (3) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為
 - (4) 本覚書第2条で定める使用目的以外の目的で使用する行為

第4条（権利保全）

- 1 JPNICは、会員がJPNICに属する会員ロゴの商標等の権利の有効性を直接または間接に争ったときには、本覚書を直ちに解除することができる。

- 2 会員は、本覚書の有効期間中のみならず本覚書終了後においても、会員ロゴの全部もしくは一部と同一または類似するものを国内外を問わず商標登録出願してはならない。もしそのようなことがあった場合は、JPNICの指示（無償移転等を含む）に従うものとする。
- 3 会員は、会員ロゴと同一または類似する可能性のある商標登録または商標登録出願を発見した場合、速やかにJPNICに報告し、かつその入手した資料を提供しなければならない。ただし、会員が資料提供に要した費用に関して、JPNICが妥当であると判断した場合には、この費用を負担することがある。

第5条（損害賠償その他会員の責任）

- 1 会員は、本覚書の規定に違反することにより、または会員ロゴの使用に関連してJPNICまたは他のJPNIC会員に損害を与えた場合には、JPNICまたは当該JPNIC会員に対しその損害を賠償しなければならない。
- 2 第三者（他のJPNIC会員を含む）が、JPNICに対し、会員による会員ロゴの使用に関して訴訟を提起し、または損害賠償請求その他の請求をした場合、会員は、その責任と費用で、これを解決し、JPNICに一切迷惑をかけないものとする。
- 3 会員は、JPNICが前項の請求を受けたことにより蒙った損害、損失、費用（合理的な弁護士費用を含む）を、JPNICに対し賠償するものとする。

第6条（会員の保証）

- 1 会員は、本覚書によって使用を許諾された会員ロゴ以外の、JPNICが権利を保有するロゴ、商標および名称等（以下「その他の表示」という）を使用する権利を許諾されていないことを確認し、その他の表示を使用しないことを保証する。
- 2 会員は、JPNICの求めに応じ、会員ロゴの使用状況を報告する。

第7条（解約）

- 1 JPNICまたは会員は、相手方に対し、1ヶ月以上前に書面により通知をすることにより、本覚書を解約することができる。
- 2 会員は、前項に基づく解約により会員に生じた損害について、JPNICが一切の責任を負担しないことを異議なく承諾する。

第8条（解除）

- 1 JPNICは、会員が本覚書に定める義務を履行しない場合、会員にその履行を催告し、当該不履行が催告後7日以内に是正されない場合、本覚書を解除することができる。
- 2 会員が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、JPNICは何らの催告をすることなく本覚書を解除することができる。

(1) 第3条および第4条2項の規定に反する場合

(2) 第4条1項に該当する場合

(3) JPNICまたは第三者の知的財産権、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為を行なったとき

(4) 手形または小切手が不渡りとなったとき

- (5) 重要な資産につき差押え、仮差押えまたは競売の申立てがあったとき
 - (6) 租税滞納処分を受けたとき
 - (7) 破産、会社整理開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立てがあったとき
 - (8) 清算に入ったとき
 - (9) 解散を決議し、または、解散したとき
 - (10) 前各号のほか、その財産状態が悪化し、またはその信用状態に著しい変化が生じたとき
 - (11) その他、会員ロゴの使用が適当でないと J P N I C が判断した場合
- 3 会員は、第 1 項および第 2 項に基づく解除により会員に生じた損害について、J P N I C が一切の責任を負担しないことを異議なく承諾する。

第 9 条 (終了)

会員が、退会、除名などその事由の如何にかかわらず J P N I C 会員資格を喪失した場合には、本覚書は当然に終了するものとする。

第 10 条 (解約 / 解除 / 終了時の措置)

第 7 条による解約、第 8 条による解除または前条による終了の場合には、会員は、直ちに、会員ロゴの使用を中止し、これを消去・削除しなければならない。

第 11 条 (合意管轄)

本覚書に関する訴えは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条 (準拠法)

本覚書は、日本国法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

第 13 条 (有効期間)

- 1 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 2 有効期間満了の 1 ヶ月前までに解約の意思表示が無い場合、本覚書の有効期限は更に 1 年間延長され、その爾後も同様とする。

第 14 条 (協議事項)

本覚書に定めのない事項および本覚書の解釈につき疑義のある事項については、両当事者誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書 2 通を作成し、当事者各 1 通を保管する。

2002年 月 日

[J P N I C] 住所

組織名 代表者

印

[会 員] 住所

組織名 代表者

印